

(第一面)

様式1 (第5条関係)

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書

年 月 日

建築主事 様

建築主氏名

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能に関する法律施行規則第3条に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

(1) 建築物等の名称	
(2) 建築物等の所在地	
(3) 省エネ適合判定年月日・番号	
(4) 変更の内容	
<input type="checkbox"/> A 省エネ性能が向上する変更	
<input type="checkbox"/> B 一定範囲内の省エネ性能が減少する変更	
<input type="checkbox"/> C 再計算によって基準適合が明らかな変更 (計画の抜本的な変更を除く)	
(5) 備考	
(注意)	受付欄
1. この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。	
2. (4) 変更の内容において、Aにチェックした場合には第二面に、Bにチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cにチェックした場合には軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。	

(第三面)

【B 一定範囲内の省エネ性能が減少する変更】

・変更前のBEI = () < 0.9	
・変更となる設備の概要	
<input type="checkbox"/> 空気調和設備 変更内容記入欄	()
<input type="checkbox"/> 機械換気設備 変更内容記入欄	()
<input type="checkbox"/> 照明設備 変更内容記入欄	()
<input type="checkbox"/> 給湯設備 変更内容記入欄	()
<input type="checkbox"/> 太陽光発電 変更内容記入欄	()
・添付図書等	
(注意) 変更となる設備は、該当するものすべてにチェックすることとし、チェックをした設備については、変更内容記入欄に概要を、第三面別紙に必要事項を記入した上で、変更内容を示す図書を添付してください。	

(第三面 別紙)

【空気調和設備関係】

次に掲げる (い)、(ろ) のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。
(い) 外壁の平均熱貫流率について5%を越えない増加 かつ窓の平均熱貫流率について5%を越えない増加
外壁の平均熱貫流率について5%を越えない増加の確認
変更内容 <input type="checkbox"/> 断熱材種類 <input type="checkbox"/> 断熱材厚み 変更する方位 <input type="checkbox"/> 全方位 <input type="checkbox"/> 一部方位のみ (方位) 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
窓の平均熱貫流率について5%を越えない増加の確認
変更内容 <input type="checkbox"/> ガラス種類 <input type="checkbox"/> ブラインドの有無 変更する方位 <input type="checkbox"/> 全方位 <input type="checkbox"/> 一部方位のみ (方位) 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
(ろ) 熱源機器の平均効率について10%を越えない増加
平均熱源効率 (冷房平均COP)
変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の平均熱源効率 変更前 () 変更後 () 減少率 () %
平均熱源効率 (暖房平均COP)
変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の平均熱源効率 変更前 () 変更後 () 減少率 () %

(第三面 別紙)

【機械換気設備関係】

評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる (い)、(ろ) のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。
(い) 送風機の電動機出力について10%を超えない増加
室用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の送風機の電動機出力 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
室用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の送風機の電動機出力 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
(ろ) 計算対象床面積について5%を超えない増加 (室用途が「駐車場」「厨房」である場合のみ)
室用途 (駐車場) 変更前・変更後の床面積 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
室用途 (厨房) 変更前・変更後の床面積 変更前 () 変更後 () 増加率 () %

(第三面 別紙)

【照明設備関係】

評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる(い)に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。
(い) 単位面積あたりの照明器具の消費電力について10%を超えない増加
室用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
室用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
室用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
室用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力 変更前 () 変更後 () 増加率 () %

(第三面 別紙)

【給湯設備関係】

評価の対象になる湯の使用用途毎につき、次に掲げる(い)に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。
(い) 給湯機器の平均効率について10%を超えない低下
湯の使用用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前 () 変更後 () 減少率 () %
湯の使用用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前 () 変更後 () 減少率 () %
湯の使用用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前 () 変更後 () 減少率 () %

(第三面 別紙)

【太陽光発電関係】

下表に掲げる (い)、(ろ) のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。
(い) 太陽電池アレイのシステム容量について2%を超えない減少
変更前・変更後の太陽電池アレイのシステム容量 変更前 システム容量の合計値 () 変更後 システム容量の合計値 () 変更前・変更後のシステム容量減少率 () %
(ろ) パネル方位角について30度を超えない変更かつ傾斜角について10度を超えない変更
パネル番号 () パネル方位角 <input type="checkbox"/> 30度を超えない変更 () 度変更 パネル傾斜角 <input type="checkbox"/> 10度を超えない変更 () 度変更
パネル番号 () パネル方位角 <input type="checkbox"/> 30度を超えない変更 () 度変更 パネル傾斜角 <input type="checkbox"/> 10度を超えない変更 () 度変更

様式2（第5条関係）

（第一面）

軽微変更該当証明申請書

年 月 日

登録建築物エネルギー消費性能判定機関 殿

建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
建築主の氏名又は名称
代表者の氏名
設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が同規則第3条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定】

【適合判定通知書番号】 第 号

【適合判定通知書交付年月日】 年 月 日

【適合判定通知書交付者】

【軽微な変更の概要】

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

様式3（第5条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定による

軽微変更該当証明書

（建築主の氏名又は名称） 様

（登録住宅性能評価機関等名） 印

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第3条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 建築場所
- 3 建築物又はその部分の概要

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

様式4（第6条関係）

第 年 月 日 号

様

小樽市長 印

建築物エネルギー消費性能確保計画（住宅部分）について

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第3項の規定により下記の登録建築物エネルギー消費性能判定機関より送付を受けた〔新規〕の建築物エネルギー消費性能確保計画の住宅部分に係る部分について、内容を確認しましたので、副本の一部をお返しします。

記

【建築物エネルギー消費性能確保計画の内容】

- 1 計画書提出年月日 年 月 日
- 2 建築場所
- 3 用途
- 4 計画書を提出した登録建築物エネルギー消費性能判定機関
- 5 計画書の送付を受けた日 年 月 日

【住宅部分の判定結果】

- 建築物エネルギー消費性能基準に適合
- 建築物エネルギー消費性能基準に一部不適合

（備考）

建築物エネルギー消費性能基準に不適合箇所がある場合は、適合となるように計画の変更等に努めてください。なお、基準に適合しない場合であって、エネルギー消費性能の確保のために必要があると認めるときは、必要な措置について指示（協議）をすることがあります。

様式5（第6条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第16条第1項の規定による

指示書

第 年 月 日 号

様

小樽市長

印

下記の登録建築物エネルギー消費性能判定機関より送付を受けた計画の住宅部分に係る部分は、建築物のエネルギー消費性能基準に適合せず、下記の理由により当該建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認められますので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第16条第1項の規定により下記のとおり指示します。指示事項について計画の変更等の措置を行い、その結果を報告期限までに報告してください。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、小樽市長に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、小樽市を被告として（訴訟において小樽市を代表する者は小樽市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

- 1 計画書提出年月日 年 月 日
- 2 建築場所
- 3 用途
- 4 計画書を提出した登録建築物エネルギー消費性能判定機関
- 5 指示事項
- 6 指示理由
- 7 報告期限 年 月 日

様式6（第6条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第16条第2項の規定による
命令書

第 号
年 月 日

様

小樽市長

印

下記の登録建築物エネルギー消費性能判定機関より送付を受けた計画の住宅部分に係る部分は、
年 月 日付け〇〇〇第 号で建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第16
条第1項の規定に基づき、計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示しましたが、まだ、
指示に対する報告がされておられません。下記のとおり指示に係る措置をとるべきことを命じます。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、小
樽市長に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3
か月以内であっても処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決
の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、小樽市を被告として（訴訟において小樽市
を代表する者は小樽市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、
この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日
から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

- 1 計画書提出年月日 年 月 日
- 2 建築場所
- 3 用途
- 4 計画書を提出した登録建築物エネルギー消費性能判定機関
- 5 指示事項
- 6 指示理由
- 7 是正期限 年 月 日

様式7（第6条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第16条第3項の規定による
協議書

第 号
年 月 日

様

小樽市長

印

下記の登録建築物エネルギー消費性能判定機関より送付を受けた計画の住宅部分に係る部分は、建築物のエネルギー消費性能基準に適合せず、下記の理由により当該建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認められますので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第16条第3項の規定により下記のとおり協議します。

記

- 1 計画書提出年月日 年 月 日
- 2 建築場所
- 3 用途
- 4 計画書を提出した登録建築物エネルギー消費性能判定機関
- 5 協議事項
- 6 協議理由
- 7 報告期限 年 月 日

様式8（第7条関係）

第 年 月 日
号

様

小樽市長 印

届出書（通知書）について

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（第19条第1項（同条第4項において読み替えて適用する場合を含む。）又は同法附則第3条第2項（同条第5項において読み替えて適用する場合を含む。））、第20条第2項）の規定により〔新規変更〕の届出（通知）のあった下記の計画について、内容を確認しましたので、副本をお返しします。

記

【届出（通知）の内容】

- 1 届出（通知）年月日 年 月 日
- 2 建築場所
- 3 用途

【審査結果】

- 建築物エネルギー消費性能基準に適合
- 建築物エネルギー消費性能基準に一部不適合

（備考）

建築物エネルギー消費性能基準に不適合箇所がある場合は、適合となるように計画の変更等に努めてください。なお、基準に適合しない場合であって、エネルギー消費性能の確保のために必要があると認めるときは、必要な措置について指示（協議）をすることがあります。

様式9（第7条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第2項
又は法附則第3条第3項の規定による

指示書

第 号
年 月 日

様

小樽市長

印

下記による届出に係る計画は、建築物のエネルギー消費性能基準に適合せず、下記の理由により当該建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認められますので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第2項又は法附則第3条第3項の規定により下記のとおり指示します。指示事項について計画の変更等の措置を行い、その結果を報告期限までに報告してください。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、小樽市長に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、小樽市を被告として（訴訟において小樽市を代表する者は小樽市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

- 届出年月日 年 月 日
- 建築場所
- 用途
- 指示事項
- 指示理由
- 報告期限 年 月 日

様式10（第7条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第3項
又は法附則第3条第4項の規定による
命令書

第 号
年 月 日

様

小樽市長

印

下記による届出に係る計画は、 年 月 日付け〇〇〇第 号で建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第2項又は法附則第3条第3項の規定に基づき、計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示しましたが、まだ、指示に対する報告がされておられません。下記のとおり指示に係る措置をとるべきことを命じます。

なお、この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、小樽市長に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、小樽市を被告として（訴訟において小樽市を代表する者は小樽市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

- 届出年月日 年 月 日
- 建築場所
- 用途
- 指示事項
- 指示理由
- 是正期限 年 月 日

様式 1 1 (第 7 条関係)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 0 条第 3 項の規定による
協議書

第 号
年 月 日

様

小樽市長

印

下記による届出に係る計画は、建築物のエネルギー消費性能基準に適合せず、下記の理由により当該建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認められますので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 0 条第 3 項の規定により下記のとおり協議します。

記

- 1 通知年月日 年 月 日
- 2 建築場所
- 3 用途
- 4 協議事項
- 5 協議理由
- 6 報告期限 年 月 日

様式 12 (第 10 条関係)

建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査

適合証

(依頼者の氏名又は名称) 様

(登録住宅性能評価機関等名) 印

建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査業務規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 35 条第 1 項第 1 号から第 4 号の認定基準のうち、第 1 号、第 2 号及び第 4 号 (第 4 号に該当する場合に限る。) の基準に適合していることを証します。

記

- 1 建築物の位置
- 2 建築物の名称
- 3 建築物の用途 一戸建ての住宅 住宅以外の用途のみに供する建築物
 共同住宅等 住宅及び住宅以外の両方の用途に供する建築物
- 4 建築物の工事種別 新築 増築 改築
 直接外気に接する屋根、壁又は床の修繕又は模様替
 空気調和設備等の設置 空気調和設備等の改修
- 5 申請の別 建築物全体 住戸のみ 建築物全体と住戸の両方
- 6 認定申請先の所管行政庁名 小樽市

技術的審査依頼年月日	年 月 日
認定申請予定日	年 月 日
適合証交付年月日	年 月 日
適合証交付番号	
審査員氏名	

様式 13 (第 16 条関係)

取下げ届

年 月 日

小樽市長 様

申請者住所
氏名又は名称

次の認定の申請を取り下げるので、小樽市建築物省エネ法に係る建築物の措置等に関する要綱第 16 条の規定に基づき届け出ます。

記

1 申請年月日

年 月 日

2 確認の特例の有無 (法第 35 条第 2 項に基づく申出)

有 無

3 申請に係る建築物の位置

4 申請の別

建築物全体 住戸のみ 建築物全体と住戸の両方

5 取下げ理由

※ 受付欄	※ 決裁欄	※ 備考
年 月 日		
第 号		
係員氏名		

(注意) 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式14 (第17条関係)

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の工事を取りやめる旨の届出書

年 月 日

小樽市長 様

認定建築主住所
氏名又は名称

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく次の建築物の工事を取りやめたいので、小樽市建築物省エネ法に係る建築物の措置等に関する要綱第17条の規定に基づき、認定通知書を添えて届け出ます。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(変更認定)番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(変更認定)年月日
年 月 日
- 3 確認の特例の有無(法第35条第2項に基づく申出)
有 無 (確認年月日・番号)
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 認定の別
建築物全体 住戸のみ 建築物全体と住戸の両方
- 6 認定建築主(計画の認定を受けた者)の氏名又は名称
- 7 取りやめの理由

※受付欄	※決裁欄	※備考
年 月 日		
第 号		
係員氏名		

(注意) 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式15（第18条関係）

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の工事が完了した旨の報告書

年 月 日

小樽市長 様

認定建築主住所
氏名又は名称

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の工事が完了したので、小樽市建築物省エネ法に係る建築物の措置等に関する要綱第18条第1項の規定により、次のとおり報告します。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）年月日
年 月 日
- 3 確認の特例の有無（法第35条第2項に基づく申出）
有 無 （確認年月日・番号 ）
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 認定の別
建築物全体 住戸のみ 建築物全体と住戸の両方
- 6 認定建築主
【氏名又は名称】
【住 所】
【電話番号】
- 7 工事完了年月日
年 月 日
- 8 工事施工者
【名 称】
【建設業の許可番号】
【所在地】
【電話番号】

9 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づき、建築物の工事が行われたことを確認した建築士等

【資格】 () 建築士 () 登録第 号

【住所】

【氏名】

【建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【所在地】

10 工事中の軽微な変更の内容

※ 受付欄	※ 決裁欄	※ 備考
年 月 日		
第 号		
係員氏名		

(注意) 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

3 「10. 工事中の軽微な変更の内容」は別紙とすることができます。

4 建築基準法第7条5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写しを添付してください。

5 建築士法第20条第3項による工事監理報告書(写)及び軽微な変更があった場合にはその変更に係る図面を添付してください。

6 認定建築主の電話番号は、工事完了後に連絡が可能となる電話番号を記載してください。

様式16 (第18条関係)

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の状況報告書

年 月 日

小樽市長 様

認定建築主住所
氏名又は名称

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第37条の規定により、報告の求めのあった認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく次の建築物の新築等の状況について、小樽市建築物省エネ法に係る建築物の措置等に関する要綱第18条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(変更認定)番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(変更認定)年月日
年 月 日
- 3 確認の特例の有無(法第35条第2項に基づく申出)
有 無 (確認年月日・番号)
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 認定の別
建築物全体 住戸のみ 建築物全体と住戸の両方
- 6 認定建築主(計画の認定を受けた者)の氏名又は名称
- 7 新築等の状況

※受付欄	※決裁欄	※備考
年 月 日		
第 号		
係員氏名		

(注意) 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式17（第19条関係）

認定しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

小樽市長

印

別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画は、次の理由により、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の規定による認定をしないこととしたので、これを通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、小樽市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、小樽市を被告として（訴訟において小樽市を代表する者は小樽市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しを提起することができなくなります。）。

記

1 申請年月日

年 月 日

2 申請者の住所

3 申請に係る建築物の位置

4 申請の別

建築物全体

住戸のみ

建築物全体と住戸の両方

5 理由

様式18（第20条関係）

改善命令書

第 年 月 日 号

様

小樽市長

印

次の認定建築物エネルギー消費性能向上計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第38条の規定により、改善に必要な措置を命じます。

なお、この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、小樽市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、小樽市を被告として（訴訟において小樽市を代表する者は小樽市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しを提起することができなくなります。）。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）年月日
年 月 日
- 3 確認の特例の有無（法第35条第2項に基づく申出）
有 無 （確認年月日・番号）
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 申請の別
建築物全体 住戸のみ 建築物全体と住戸の両方
- 6 認定建築主の氏名又は名称
- 7 命ずる措置
- 8 改善の期限
年 月 日

様式19（第21条関係）

認定取消し通知書

第 年 月 日 号

様

小樽市長

印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第39条の規定に基づき、次の認定建築物エネルギー消費性能向上計画について、その認定を取り消しましたので、これを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

なお、この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、小樽市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、小樽市を被告として（訴訟において小樽市を代表する者は小樽市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しを提起することができなくなります。）。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）年月日
年 月 日
- 3 確認の特例の有無（法第35条第2項に基づく申出）
有 無 （確認年月日・番号）
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 申請の別
建築物全体 住戸のみ 建築物全体と住戸の両方
- 6 認定建築主の氏名又は名称
- 7 理由

様式20（第21条関係）

認定取消し通知書

第 年 月 日 号

様

小樽市長 印

小樽市建築物省エネ法に係る建築物の措置等に関する要綱第21条第2項の規定により、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項（同法第36条第2項において準用する場合を含む）による下記の認定を取り消したので通知します。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）年月日
年 月 日
- 3 確認の特例の有無（法第35条第2項に基づく申出）
有 無 （確認年月日・番号）
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 申請の別
建築物全体 住戸のみ 建築物全体と住戸の両方
- 6 認定建築主の氏名又は名称
- 7 理由

小樽市建築物省エネ法に係る建築物の措置等に関する要綱第17条の規定に基づき、認定建築物エネルギー消費性能向上計画の建築を取りやめる旨の届出があったため。

様式 2 1 (第 2 2 条関係)

名 義 変 更 届 出 書		
小 樽 市 長 様		年 月 日
譲 受 人 住所 電話番号 氏名 譲 渡 人 住所 電話番号 氏名		
次のとおり名義変更をしたので小樽市建築物省エネ法に係る建築物の措置等に関する要綱第 2 2 条の規定により届け出ます。		
建 築 位 置		
認 定 年 月 日 認 定 番 号		
名 義 変 更 年 月 日		
理 由		
※ 受 付 欄	※ 決 裁 用	※ 備 考

注 認定通知書を添付すること。

様式 2 2 (第 2 4 条関係)

建築物のエネルギー消費性能に係る認定における技術的審査

適 合 証

(依頼者の氏名又は名称) 様

(登録住宅性能評価機関等名) 印

建築物のエネルギー消費性能に係る認定における技術的審査業務規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 条第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に合していることを証します。

記

- 1 建築物の位置
- 2 建築物の名称
- 3 建築物の用途 一戸建ての住宅 住宅以外の用途のみに供する建築物
共同住宅等 住宅及び住宅以外の両方の用途に供する建築物
- 4 建築物の住戸数 建築物全体 戸 (住宅部分を有する場合)
- 5 認定申請先の所管行政庁名 小樽市

技術的審査依頼年月日	年 月 日
認定申請予定日	年 月 日
適合証交付年月日	年 月 日
適合証交付番号	
審査員氏名	

様式 23 (第 28 条関係)

取下げ届

年 月 日

小樽市長 様

申請者住所
氏名又は名称

次の認定の申請を取り下げるので、小樽市建築物省エネ法に係る建築物の措置等に関する要綱第 28 条の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 申請に係る建築物の位置
- 3 取下げ理由

※ 受付欄	※ 決裁欄	※ 備考
年 月 日		
第 号		
係員氏名		

(注意) 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式 2 4 (第 2 9 条関係)

認定しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

小樽市長

印

別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画は、次の理由により、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 4 1 条第 2 項の規定による認定をしないこととしたので、これを通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、小樽市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても処分の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 か月以内に、小樽市を被告として（訴訟において小樽市を代表する者は小樽市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると処分の取消しを提起することができなくなります。）。

記

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る建築物の位置
- 4 理由

様式 25 (第 30 条関係)

基準適合認定建築物の取消し申出書

年 月 日

小樽市長 様

所有者住所
氏名又は名称

小樽市建築物省エネ法に係る建築物の措置等に関する要綱第 30 条の規定に基づき、基準適合認定建築物の基準適合表示認定を取り消したいので、申し出ます。

記

- 1 建築物のエネルギー消費性能基準の認定番号
第 号
- 2 建築物のエネルギー消費性能基準の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置

※ 受付欄	※ 決裁欄	※ 備考
年 月 日		
第 号		
係員氏名		

(注意) 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 所有者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式 26 (第 31 条関係)

基準適合認定建築物の状況報告書

年 月 日

小樽市長 様

所有者住所
氏名又は名称

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 43 条第 1 項の規定により、報告の求めのあった基準適合認定建築物の状況について、小樽市建築物省エネ法に係る建築物の措置等に関する要綱第 31 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

- 1 基準適合認定建築物の認定番号
第 号
- 2 基準適合認定建築物の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 報告の内容

※ 受付欄	※ 決裁欄	※ 備考
年 月 日		
第 号		
係員氏名		

(注意) 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 所有者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式 27 (第 32 条関係)

認定取消し通知書

第 号
年 月 日

様

小樽市長

印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 42 条の規定に基づき、次の建築物のエネルギー消費性能に係る認定について、その認定を取り消しましたので、これを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

なお、この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、小樽市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても処分の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 か月以内に、小樽市を被告として（訴訟において小樽市を代表する者は小樽市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると処分の取消しを提起することができなくなります。）。

記

- 1 建築物のエネルギー消費性能に係る認定の認定番号
第 号
- 2 建築物のエネルギー消費性能に係る認定の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定建築主の氏名又は名称
- 5 理由

様式 28 (第 32 条関係)

認定取消し通知書

第 年 月 日 号

様

小樽市長 印

小樽市建築物省エネ法に係る建築物の措置等に関する要綱第 32 条第 2 項の規定により、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 41 条第 2 項による下記の認定を取り消したので通知します。

記

- 1 建築物のエネルギー消費性能に係る認定の認定番号
第 号
- 2 建築物のエネルギー消費性能に係る認定の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定建築主の氏名又は名称
- 5 理由

小樽市建築物省エネ法に係る建築物の措置等に関する要綱第 30 条の規定に基づき、基準適合認定建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合しなくなった旨の申出があったため。

様式29 (第33条関係)

名 義 変 更 届 出 書		
小 樽 市 長 様		年 月 日
譲 受 人 住所 電話番号 氏名 譲 渡 人 住所 電話番号 氏名		
次のとおり名義変更をしたので小樽市建築物省エネ法に係る建築物の措置等に関する要綱第33条の規定により届け出ます。		
建 築 位 置		
認 定 年 月 日 認 定 番 号		
名 義 変 更 年 月 日		
理 由		
※ 受 付 欄	※ 決 裁 用	※ 備 考

注 認定通知書を添付すること。